

宇治市太陽光発電設備の適正な設置 及び管理に関するガイドライン

宇治市歴史まちづくり推進課

令和5年 9月 1日

目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 禁止区域	1 - 3
4. 太陽光発電設備の設置に関する手続き	4
5. 事業計画の策定	5 - 7
6. 事前協議	8 - 10
7. 周辺住民への説明等	11 - 12
8. 許可申請	12 - 13
9. 変更許可	13
10. 許可の基準	14 - 18
11. 完了検査	18 - 19
12. 定期報告	19

1. 目的

再生可能エネルギーの固定買取制度(FIT 制度)が開始された以降、太陽光発電設備の設置が全国的にも急増してきましたが、設置により、土砂の流出や、景観への影響、生活環境への影響などの問題も生じています。

一方で、宇治市では、第6次総合計画において「脱炭素社会へのチャレンジ」を掲げており、その実現には再生可能エネルギーの導入、とりわけ太陽光発電の推進が不可欠です。

こうした状況の中、防災と景観・生活環境の保全を図りながら、地球温暖化対策の基本方針であります再生可能エネルギーの利用促進を図るため、「宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(以下「条例」といいます。)」を制定し、令和5年7月1日から施行しています。

このガイドラインは、条例に基づく許可申請を行う際の考え方や、防災と景観・生活環境の保全を図るための措置等を示し、太陽光発電設備が適正に設置及び管理されることを目的としています。

なお、このガイドラインで用いる用語については、条例及び宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則(以下「規則」といいます。))によるものとします。

2. 適用範囲

このガイドラインは、条例に基づき、許可申請を行う事業者に適用されます。

上記以外の太陽光発電事業者も、このガイドラインを参考に事業を実施することが望ましいと考えます。また、機器メーカーや設計者、施工業者、保守点検・維持管理を行う事業者など太陽光発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、このガイドラインを参考に事業を行うことが望ましいと考えます。

条例に基づき許可申請を行う事業者とは、

- ・発電出力が50キロワット以上のもの
- ・事業区域の面積が500平方メートル以上のもの

のいずれかに該当する太陽光発電設備を設置し、発電する事業を行う者をいいます。

但し、建築物に設置する場合や、照明等と一体となっているもので発電出力が0.2キロワット以下の場合などは含みません。

3. 禁止区域 (条例第5条関係)

条例では、災害の発生の防止、自然環境等の保全又は太陽光発電設備を設置する地域との調和のため、以下のとおり、太陽光発電設備の設置を禁止する区域を定めています。ただし、建築物に設置するものや道路標識等と一体となっているもので、国又は地方公共団体が設置するもの、照明等を一体となっているもので発電出力が0.2キロワット以下のものは除きます。

禁止区域として定める区域

自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第3号の国定公園の区域

琵琶湖国定公園

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の風致地区の区域

宇治風致地区(宇治特別風致地区・宇治普通風致地区)・三室戸普通風致地区・黄檗普通風致地区

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域及び同法第7条第1項の土砂災害警戒区域

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地方壊危険区域

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の史跡及び名勝の区域

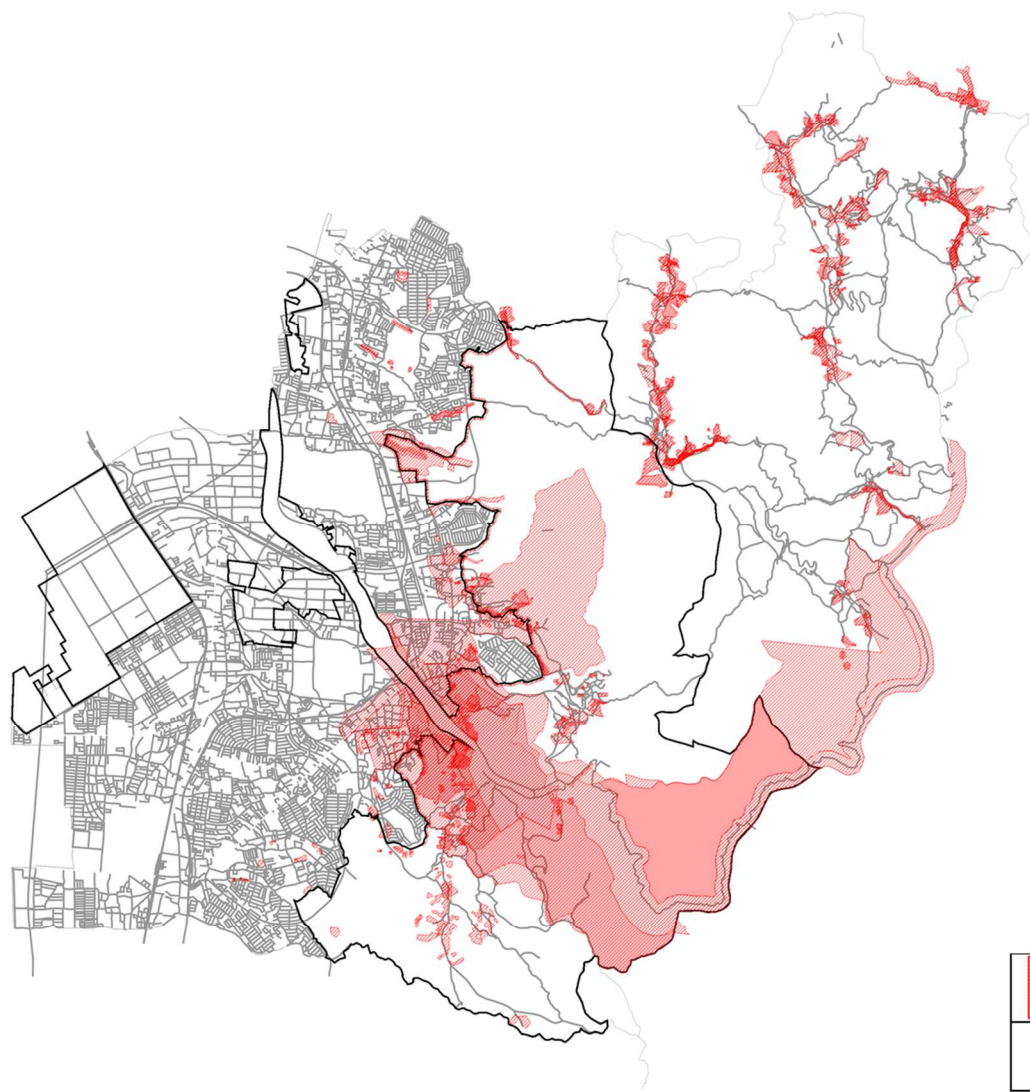
隼上り瓦窯跡・宇治川太閤堤跡・宇治古墳群・宇治山・平等院庭園

文化財保護法第134条第1項の重要文化的景観の区域

宇治の文化的景観

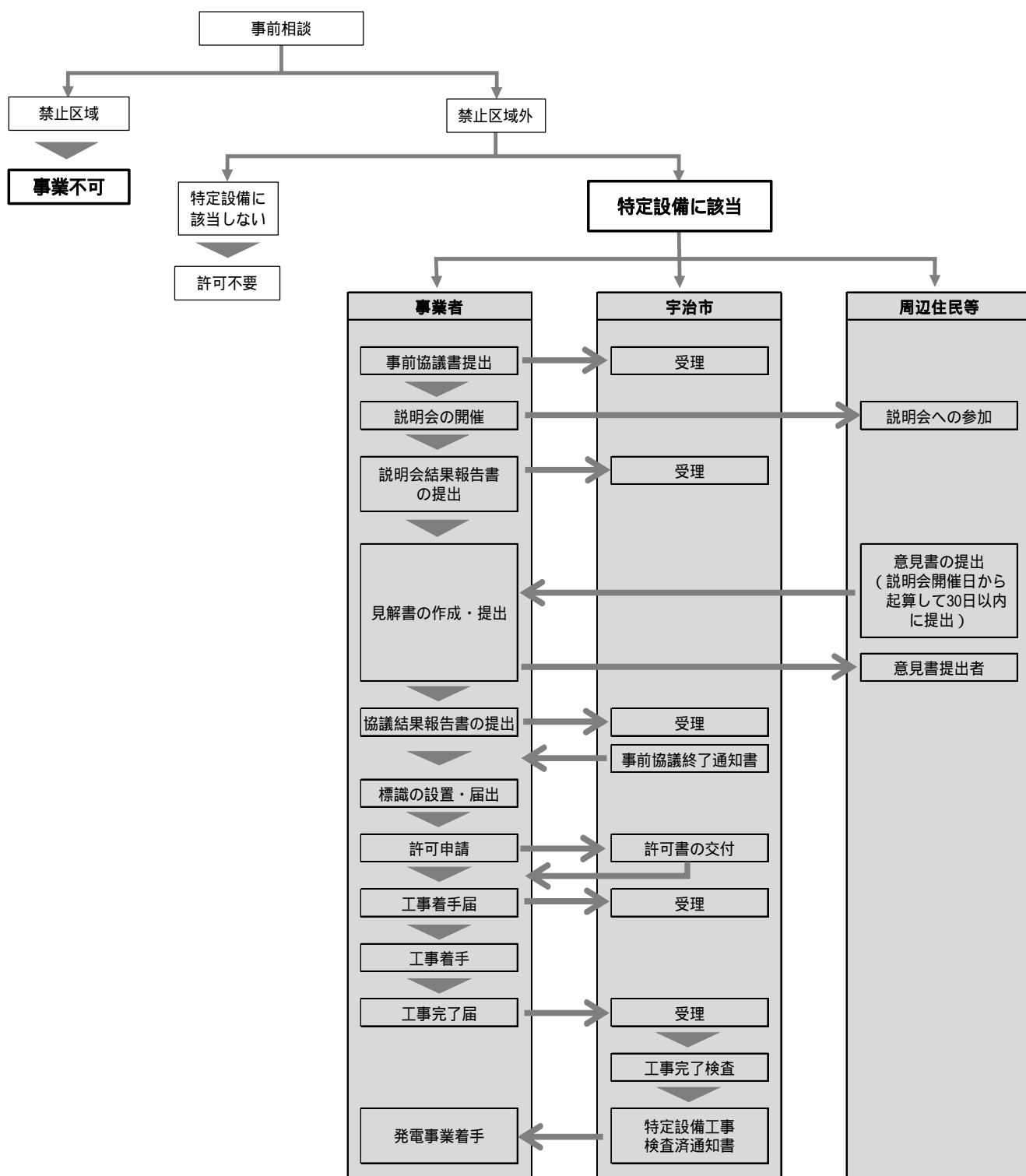
近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第5条第1項の近郊緑地保全区域であって、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と市街化調整区域の境界から水平距離が25メートル以内の区域

区域の詳細な範囲は、必ず各法令を所管している部署で確認してください。



4. 太陽光発電設備の設置に関する手続き

手続き標準フロー図



5. 事業計画の策定 (条例第6条 規則第5条関連)

条例の許可を受けるためには、特定設備を設置する工事に着手する前に事業計画を定め、事業計画について、市長と事前協議を行う必要があります。

事業計画には、次に掲げる事項を定める必要があります。

事業者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

現場管理者の住所及び氏名

特定設備を設置する位置

特定設備の構造

太陽電池モジュール及び架台、パワーコンディショナーその他の付帯施設の構造について記載してください。

設置工事の着手予定日及び完了予定日

設置工事の設計

造成について、切土・盛土の高さ、擁壁の有無等を記載してください。

(記載例...盛土高さ 〇m 擁壁 〇 (見え高 〇m)を設置など)

雨水排水対策について記載してください。

(記載例...調整池(容量 〇m³)を設置し、道路側溝に排水など)

安定計算書

事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積

工区に分けた場合は、工区ごとに所在地及び面積を記載してください。

工区に分けた場合は、防災に必要な設備の設置工事を含む工区から施工してください。

特定設備の維持管理の方法及び特定設備を廃止した後の措置の方法

事業区域の管理者(住所、氏名、管理内容等)及び点検予定業者等(住所、氏名、点検内容及び点検の頻度)について記載してください。

緊急時の連絡先(住所、氏名、電話番号等)

保守点検及び維持管理について、点検項目や実施スケジュールを含めて記載してください。

関係法令等の規定に従った、保守点検及び維持管理となるようにしてください。

電気事業法の規定により保安規定の届出義務がある場合は、この規定を踏まえて記載してください。電気主任技術者が必要な場合は、その者を含めた体制としてください。

事業を終了した後の、太陽光パネルや架台、パワーコンディショナーなどの付属設備を含めた廃棄の方法を記載してください。

廃棄方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適正な処理となるように記載してください。

特定設備の設置に係る騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画

設置工事によって発生する騒音や振動については、工事用車両の通行や重機の使用を含めて対策を記載してください。

特定設備の設置に係る防災の措置に関する計画

気象や地形、地質条件及び周辺環境などを考慮して、必要となる防災措置(調整池、沈砂池、土

砂流出防止工など)について記載してください。

施工期間中の気象条件を考慮した工程計画となるよう記載してください。

施工期間中の資材の搬入搬出車両等における交通事故等の防止対策について記載してください。既存の道路や水路等の破損などについての対策について記載してください。また、破損した場合の措置についても記載してください。

資材、廃材等の搬入、搬出の時間帯の指定などについて記載してください。

(記載例...児童登下校時間帯〇時～〇時以外の時間帯とする。)

自然環境等の保全に関する計画

設置工事による濁水流出防止対策について記載してください。また、濁水が発生した場合の対策についても記載してください。

太陽光の反射による眩しさの軽減措置について記載してください。

(記載例...パネルの周囲や事業区域境界などに、植栽〇m、フェンス〇mを設置する。)

パワーコンディショナーについては、住宅等から十分距離を取って配置するようにしてください。住宅等に隣接して設置する場合には、騒音及び低周波の軽減措置について記載してください。

(記載例...パワーコンディショナーの周囲には、防音壁〇mを設置する。)

事業区域内の森林等緑地について、緑地率及び配置を含めて記載してください。

事業区域の境界への、植栽、塀、柵などによる遮蔽又は緩衝の措置について記載してください。

造成により法面又は擁壁が生じる場合は、修景措置について記載してください。

(記載例...法面又は壁面前面への植栽を行う。擁壁は、化粧型枠により修景を行う。)

事業の施行に必要となる法令及び他の条例による許可及び認可の取得に関する計画

設置工事及び太陽光発電事業を実施するに必要となる法令及び他の条例の許可及び認可の手続き状況について記載してください。

関係法令一覧を参照して記載してください。ただし、一覧以外にも関係法令がある場合には、手続き状況について記載してください。

関係法令一覧

関係法令等	相談窓口
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	京都府山城北保健所環境課
京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	京都府山城北保健所環境課
土壤汚染対策法	京都府山城北保健所環境課
国土利用計画法	京都府山城広域振興局地域連携・振興部 企画・連携推進課
河川法	京都府山城北土木事務所施設保全課
	宇治市建設部治水対策課
道路法	京都府山城北土木事務所施設保全課
	宇治市建設部建設総務課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	京都府山城北土木事務所施設保全課
砂防法	京都府山城北土木事務所施設保全課
地すべり等防止法	京都府山城北土木事務所施設保全課
土砂災害防止法	京都府山城北土木事務所施設保全課
景観法	宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課
文化財保護法	宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課
都市計画法	京都府山城北土木事務所建築住宅課
	宇治市都市整備部開発指導課
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	京都府山城北土木事務所建築住宅課
宇治市良好な居住環境の整備および景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例	宇治市都市整備部都市計画課
建築基準法	宇治市都市整備部建築指導課
宅地造成等規制法	京都府山城北土木事務所建築住宅課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	京都府山城広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課
農業振興地域の整備に関する法律	宇治市産業観光部農林茶業課
農地法	宇治市農業委員会
森林法	京都府山城広域振興局農林商工部 森づくり振興課
	宇治市産業観光部農林茶業課
京都府災害からの安全な京都づくり条例	京都府危機管理部災害対策課

6. 事前協議 (条例第7条、規則第6条関連)

事前協議については、以下の書類を添えて事前協議書を提出してください。事前協議終了通知書を受理したら、速やかに事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置してください。

なお、事前協議終了通知書を受理した日から起算して1年を経過する日までに事業の許可申請が行われな
ない場合は、改めて事前協議書を市長に提出する必要があります。

(1) 提出部数(添付書類を含む)

正本 1部 副本(写し) 関係各課数

(2) 図書の大きさ

A4版とし、図面等は屏風折りとしてA4版に統一してください。なお、設計図面には必ず設計者の氏
名を記載してください。

事前協議書の添付書類一覧

図書の種類	明示すべき事項
委任状(委任する場合)	事業者によって代理人が手続きをすることを証明する書類
事業者に係る住民票の写し	・ 個人の場合は、住民票の写し ・ 法人の場合は、法人の登記事項証明書
位置図	方位、縮尺(1/2500程度)及び事業区域(朱着色)
求積図	・ 事業区域、緑地(縮尺1/1000以上) ・ 座標求積又は三斜求積並びに辺長
事業計画書	事業計画に記載すべき事項が記載されたもの
設計説明書	・ 造成・排水・設置方法等に関する基本方針 ・ 事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
公共施設一覧表	事業区域内及びその周辺の公共施設の種類、概要及び管理者
公図の写し	・ 事業区域及びその周辺 ・ 方位、事業区域(朱着色)、公道、水路
事業区域内における権利者 一覧表	・ 物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並 びに同意の有無(同意書、賃貸借契約書の写しなど) ・ 事業区域の土地に関する登記事項証明書
事業区域に隣接する土地の 所有者一覧表	・ 所在地及び地番並びに権利者の氏名又は名称
安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
水理計算書	区域内雨水排水に係る計算
構造計算書	擁壁及び太陽光電池モジュールのフレーム及び支持する架台の概要、構 造計画、応力算定及び断面算定
現況写真及び現況平面図	・ 事業区域の全景、各方角からのもの等(カラー写真) ・ 方位、縮尺(1/250以上)

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の境界（朱実線）排水構造物、土地の形状、事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者等
土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺（1/250以上） ・事業区域の境界（朱実線）、地形（等高線）、計画地盤高 ・公共施設の名称及び位置、形状 ・公益施設の位置及び形状 ・太陽光モジュール、コンディショナー等附属設備の配置及び発電量 ・事業区域の境界に設置する植栽、塀、柵等の位置及び高さ ・緑地の配置及び面積 ・事業区域内の電柱等の位置及び配線経路 ・凡例
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺（1/250以上） ・事業区域の境界（朱実線）、地形（等高線）、計画地盤高 ・切土（黄色）又は盛土（緑色）の色別 ・がけ又は擁壁の位置及び形状 ・道路の位置、形状、幅員、勾配 ・縦横断線の位置及び記号 ・太陽光モジュール、コンディショナー等附属設備の配置 ・凡例
造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺（1/100～1/250） ・事業区域の境界（朱実線） ・縦横断線の記号 ・切土又は盛土をする前後の地盤高 ・地盤高（基準高を入れる） ・切土（黄色）又は盛土（緑色）の色別 ・構造物の位置及び形状 ・太陽光モジュール、コンディショナー等附属設備の配置及び架台の構造 ・太陽光モジュール、コンディショナー等附属設備の基礎の仕様及び根入れ長
雨水排水計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺（1/250以上） ・排水施設の位置、種類、形状（内のり寸法、勾配）、水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称 ・集水系統のブロック別色分け記号 ・放流先排水路までの形状寸法 ・凡例
雨水排水計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・測点

	<ul style="list-style-type: none"> ・短距離及び追加距離 ・現地盤高と計画地盤高 ・排水施設の種類、形状及び勾配 ・底高及び合流点高 ・周辺排水施設取り合い高
構造図	<p>排水施設構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺（1/50以上） ・開渠、暗渠、吐口、雨水樹等の構造図 ・材料及び形状、寸法 <p>流末水路構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺（1/50以上） ・放流口の排水施設の構造詳細図 ・放流される水路、河川等の常水面高及び最高水面高 <p>がけ及び擁壁の構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺（1/50以上） ・がけの高さ及び勾配 ・がけ面の保護の方法 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリート等の寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・水抜き穴の寸法及び間隔 ・擁壁の寸法及び勾配 ・基礎杭の位置及び寸法 <p>太陽光発電設備の構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺（1/50以上） ・太陽光発電設備の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 ・架台の形状、高さ、寸法、材料、勾配及び色彩 ・基礎の仕様及び根入れ長 ・パワーコンディショナー等の形状、高さ及び寸法
市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事見積書又は工事設計書 ・廃棄費用の年度別の積立金額を示した書類（売電期間中の資金計画書） ・反射光シュミレーション図 ・使用する製品の仕様書及びカタログ など

7. 周辺住民等への説明等 (条例第8条、規則第7条、第8条、第9条関連)

事業者は、以下に示すとおり、周辺住民等に対し事業計画の内容について説明会を開催しなければなりません。

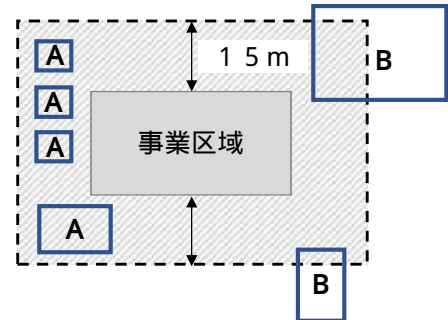
(1) 周辺住民等の範囲

説明会は、以下の 及び の者に対して行う必要があります。

事業区域の周辺地域に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者

説明会の対象者は、A及びBの者をいいます。

- A...事業区域の敷地境界から水平距離15メートルの範囲内にある土地又は建物の所有者、管理者又は占有者
- B...事業区域の敷地境界から水平距離15メートルの範囲を含む土地又は建物の所有者、管理者又は占有者

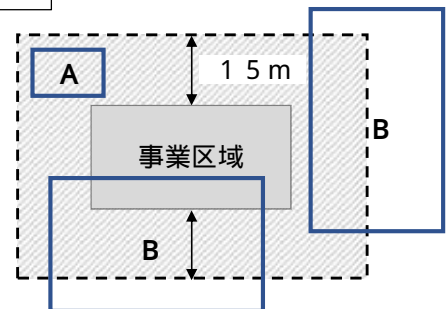


説明会の対象となる土地及び建築物の範囲

事業により影響を受ける者であって、市長が必要があると認めるもの

市長が必要があると認めるものとは、ア及びイの者をいいます。

- ア. 事業区域の周辺地域に存する自治会等の範囲に居住する者。
 - A...事業区域の敷地境界から水平距離15メートルの範囲内にある自治会等の範囲に居住する者
 - B...事業区域の敷地境界から水平距離15メートルの範囲を含む自治会等の範囲に居住する者

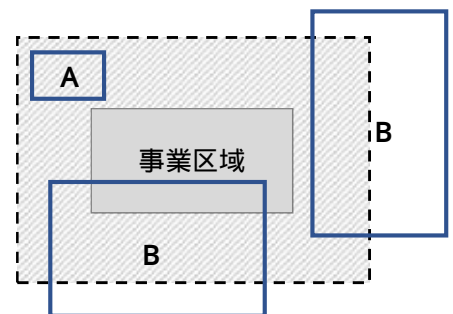


説明会の対象となる自治会等の範囲

イ. 山間地域においては、事業実施により生活環境に影響が生じるおそれがある地域に属する自治会等の範囲に居住する者。

生活環境への影響とは、以下のような事項となります。

- ・事業実施による防災上の影響
- ・事業区域内の雨水排水の放流による影響
- ・太陽光パネルの反射光などによる影響
- ・施工期間中の工事車両等の運行による影響
- ・工事によって発生する濁水による影響
- ・その他上記に準じる影響



生活環境に影響が生じるおそれがある地域

説明会の対象となる自治会等の範囲

山間地域においては、事業区域の近傍に自治会等がない場合もありますが、生活環境に影響が生じるおそれがあることから、説明会の開催が必要となります。

(2) 説明会の開催

事業計画の内容について、周辺住民等に図表や写真などを用いて、わかりやすい説明を行い、理解を得られるように努めてください。説明会の開催日時や場所、説明会開催の案内方法などについては、対象自治会等と十分協議を行い、決定してください。

説明会では、特に以下の点については必ず説明してください。

工事の内容、作業時間帯、作業曜日、資材等の搬入搬出経路、交通誘導員の配置、防災措置、非常時の連絡先

保守点検及び維持管理の内容、スケジュール、体制、安全対策

設置後の、災害時の対応、地域に被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合の連絡先とその対応方法

事業終了後の設備の撤去、処分の方法

(3) 説明会の報告

説明会を開催した時は、説明会結果報告書に次の書類を添付して市長に報告してください。

説明会で配布した資料の写し

説明会の議事録

説明会の周知を行った地域の範囲を示した図面

説明会を開催したことが確認できる写真(会場後方からの遠景の状況写真)

説明会の出席者名簿の写し

(4) 意見書の提出と協議

最初の説明会が開催された日から起算して30日以内に、周辺住民等は事業者に対して事業計画に対する意見書を提出することができます。意見書が提出された場合は、意見書を提出した周辺住民等に対し、見解書を提出し、誠意をもって協議を行ってください。協議は、原則対面で行うものとします。協議を行った時は、協議結果報告書に必要な書類を添付して市長に報告してください。

協議で配布した資料

協議の議事録

意見書及び見解書の写し

8. 許可申請 (条例第6条、規則第5条関連)

事前協議終了後、特定設備設置許可申請書に必要な書類を添付して、提出してください。許可にあたり、災害の発生防止及び自然環境等の保全のため、必要な条件を付すことがあります。

(1) 提出部数(添付書類を含む)

正本 1部 副本(写し) 1部

(2) 図書の大きさ

A4版とし、図面等は屏風折りとしてA4版に統一してください。なお、設計図面には必ず設計者の氏名を記載してください。

許可申請添付書類一覧

図書の種類	明示すべき事項
周辺住民等への説明に係る書類	・説明会結果報告書の写し(添付書類を含む) ・協議結果報告書の写し(添付資料を含む)
事業者に係る住民票の写し	・個人の場合は、住民票の写し ・法人の場合は、法人の登記事項証明書
事業者が事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類	融資証明書又は残高証明書、決算報告書など
誓約書	宇治市暴力団排除条例第2条第4号に定義する暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でなくなった日から5年を経過していない者でないことを誓約する書類
事業区域の土地に関する権利を証明する書類	・事業区域の土地に関する登記事項証明書 ・土地等権利者同意書、賃貸借契約書の写しなど
事業の施行に必要となる法令及び他の条例による許可及び認可の取得の状況を示した書類	・事業の施行に必要となる法令及び他の条例ごとに、許可及び認可の取得状況の一覧 ・許可及び認可が取得できたものについては、許可書等の写し
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定契約を締結する場合にあっては、その締結の時期を示した書類	電気事業者との特定契約の締結状況
市長が必要と認める書類	・事前協議書の写し(添付資料を含む)

9. 変更許可 (条例第10条、規則第11条関連)

許可を受けた事業者は、許可に係る事業計画を変更しようとする場合は、事前に変更許可申請の手続きが必要となります。変更許可申請を行うには、変更に係る事前協議及び周辺住民等への周知が必要となります。ただし、軽微な変更については、変更許可申請の必要はありませんが、事前に事業計画軽微変更届を提出してください。

軽微な変更とは、以下の場合を指します。

設置工事に係る着手予定年月日及び完成予定年月日の変更
変更後においても許可基準に適合することが明らかな変更

10. 許可の基準 (条例第9条、規則第10条関連)

条例規則に定める許可基準は以下のとおりとなりますので、適合する事業計画としてください。

太陽光発電設備の設置に係る防災に関する事項に係る基準

ア 事業区域において、木竹の伐採、切土、盛土、埋立て、掘削等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

・切土や盛土による法面は、施工時間の経過とともに、風化や表面流水による浸食に伴って次第に不安定になる場合がありますので、造成については必要最小限度の範囲としてください。

イ 事業区域の土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、当該地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合にあっては、当該措置が講じられていること。

ウ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

エ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

・イ～エの基準については、「宇治市開発事業ガイドライン 技術基準編」第5章及び第6章、第9章、第10章に示す基準に基づき設計してください。

事業区域及びその周辺地域における自然環境等の保全に関する事項に係る基準

ア 特定設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

・工事施工に伴う濁水、土砂の流出が生じないよう、必要な場合は、濁水等を一時的に滞留させ土砂を沈殿させる施設を設置してください。

・施設の基準については、「宇治市開発事業ガイドライン 技術基準編」第6章に示す基準に基づき設計してください。

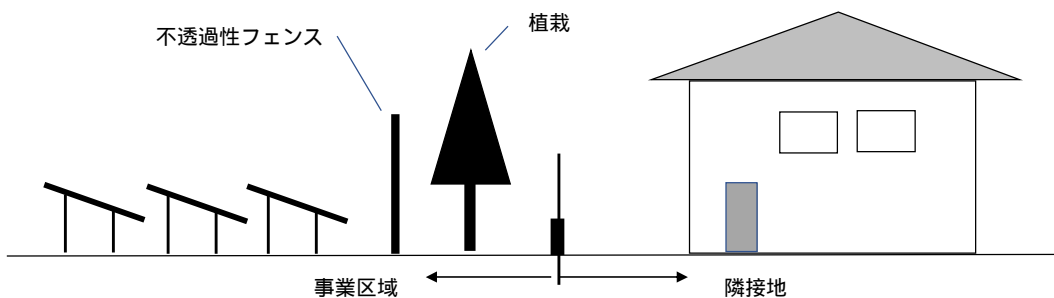
イ 設置の工事の施行に使用する工事車両による排出ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

・工事で使用する工事車両については、排出ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要は措置が講じられた車両としてください。

ウ 事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンス等の設置その他の必要な措置が講じられていること。

・季節ごと、時間ごとの太陽光の角度との関係に注意し、周辺の住宅等に反射光が届かないような、太陽光パネルの設置位置、向き、高さ、傾斜角度となるようにしてください。

・植栽と不透過性のフェンス、小堤等を組み合わせることにより、高い効果が得られると考えられます。



エ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーが設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波を軽減するための措置が講じられていること。

- ・パワーコンディショナー等の工作物は、騒音規制法及び京都府環境を守り育てる条例に規定する特定施設には該当しませんが、機器から発生する騒音などが事業区域周辺の自然環境等に影響を及ぼすおそれもありますので、配置、構造又は設備等について十分に配慮が必要です。
 - ・住宅等に隣接しないように十分距離を取って設置することが望ましいですが、隣接して設置する場合には、防音壁を設置するなどにより騒音及び低周波を軽減するための措置が必要です。
- 措置の例...防音壁や緑地帯の設置、低騒音仕様の機器の使用

・騒音に関する規制基準(参考)

(db)

		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間	8:00～18:00	45	50	65	70
朝	6:00～8:00	40	45	55	60
夕	18:00～22:00				
夜間	22:00～6:00	40	40	50	55

オ 事業区域内に生育する木竹を伐採する場合は、当該伐採が必要最小限度のものであること。

- ・事業区域への進入路や排水施設などの設置のための必要最小限度のものとしてください。
- ・森林や河川など、自然環境豊かな箇所に隣接する場合は、既存の樹木等を活かす計画としてください。

カ 事業区域内に10パーセント以上の面積の森林等緑地を確保すること。ただし、事業区域に森林又は緑地を含む場合は、残置森林を含めて25パーセント以上の面積の森林等緑地を確保すること。

- ・森林とは、樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹、及び樹木又は竹の集団的育成に供される土地をいいます。
- ・緑地とは、既存の木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地をいいます。
- ・事業区域内には、事業区域面積の10%以上の面積の森林等緑地を確保してください。

- ・事業区域に森林又は緑地を含む場合には、木竹の伐採は必要最小限度とするとともに、工事着手前に事業区域内に存在していた森林又は緑地を含めて、事業区域面積の25%以上の面積の森林等緑地を確保してください。
- ・森林等緑地の配置については、道路や隣地との境界に配置するなど周辺からの景観に配慮してください。なお、周辺からの景観保全上必要な場合は、事業区域をブロックに分けて、ブロック間に緩衝帯として森林等緑地を設けるなど、自然の連続性に配慮してください。
- ・営農型の事業については、この限りではありません。
- ・事業区域内に確保する森林等緑地の標準的な植栽本数は、高木(樹高 2.0 程度)を10㎡当りに1本以上とします。
- ・植栽する樹種については、事業区域周辺で生育している樹種など周辺の植生に配慮してください。
- ・植栽については、剪定等適切に維持管理を行ってください。

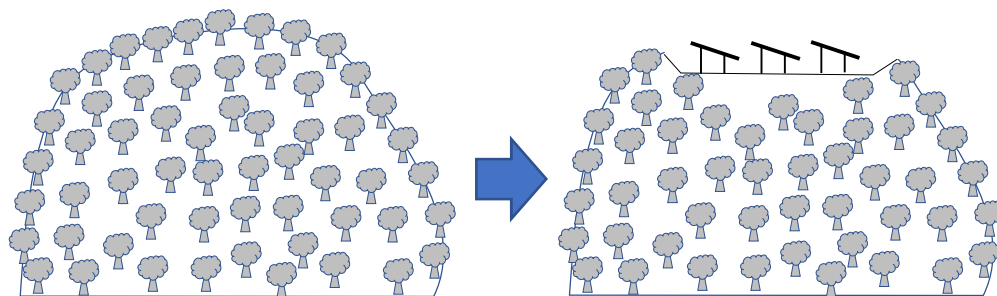
キ 事業区域の境界部分については、植栽、塀、柵その他工作物の設置により、遮蔽又は緩衝の措置を行うこと。

- ・遮蔽又は緩衝の措置とは、植栽、塀又は柵の設置などにより、周辺の住宅等や道路など公共空地から特定設備が見え隠れするような措置を行うことをいいます。
- ・可能な限り植栽による措置としてください。
- ・塀又は柵を設置する場合は、通りなど沿道景観の保全に配慮し、圧迫感を与えないように配慮してください。
- ・植栽については、剪定等適切に維持管理を行ってください。

ク 独立峰の頂部付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に特定設備を設置することを避けること。

- ・独立峰の頂部とは、山の最も視覚的に目立つ頂上部をいいます。
- ・連続した稜線とは、稜線が全く途切れなく一つの山系の輪郭を構成していることだけでなく、複数の稜線が視覚的に連続した形となっていることをいいます。
- ・伐採により樹木の連続性をなくさないようにしてください。(稜線を乱さないようにしてください。)
- ・独立峰の頂部や尾根、稜線を乱すような造成を行わないようにしてください。

頂部や尾根、稜線を乱す造成の例



ケ 宇治橋及び隠元橋から特定設備を見通すことができる場合は、周辺景観と調和させるよう必要な措置を行うこと。

- ・宇治橋及び隠元橋から、東部丘陵地を望見したときに、特定設備が見通すことができる場合は、太陽光発電設備を周辺の色彩と同化させるとともに、事業区域をブロックに分けて、ブロック間に緩衝帯として森林等緑地を設けるなど、周辺景観と調和させる措置を行ってください。

コ 造成により事業区域内に法面又は擁壁が生じる場合は、当該法面又は擁壁に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。

- ・造成により生じる法面や擁壁が、道路等公共空地から望見される場合は、樹木や地被植物等を用いた緑化や木材や石材等の自然素材を用いた修景、化粧型枠の使用による修景などを行ってください。

サ 太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射であって、模様が目立たないものを使用していること。

- ・周辺環境への配慮と、周辺の住宅等への反射光の影響を抑えるため、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩(濃い灰色など)とし、低反射で模様の目立たない製品を使用してください。

シ 太陽電池モジュールを支持する架台、パワーコンディショナーその他の附帯設備は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。

- ・周囲の景観に調和した色彩とは、低彩度で光沢のない、こげ茶系や灰色系を原則としてください。
- ・事業区域内の付帯設備の色彩は、事業区域内で統一し、周囲の景観と調和させるなど配慮してください。

特定設備の設計の安全性の確保に関する事項に係る基準

電気事業法(昭和39年法律第170号)第39条第1項に規定する技術基準に適合していること。

- ・技術基準に適合し、電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電気設備の技術基準の解釈と同等又はそれ以上の安全を確保してください。
- ・資源エネルギー庁所管の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に基づき設計してください。

特定設備の維持管理に関する事項に係る基準

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、特定設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

- ・再生可能エネルギー 電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第3号に、保守点検及び維持管理に関する規定が定められています。

- ・資源エネルギー庁所管の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)では、保守点検及び維持管理について、計画の策定及び体制の構築、運転中の取組み、周辺環境への配慮について、遵守すべき事項が示されていますので、その内容を把握し、保守点検及び維持管理に努めてください。

イ 事業終了後に適切に撤去できるよう計画的に費用の積み立てを行うこと。

- ・事業終了後の特定設備を適切に解体し、撤去及び処分を行う必要がありますので、事業実施中から計画的に費用の積立を行う必要があります。
- ・積立状況については、毎年度実施する定期報告の中で確認します。
- ・再生可能エネルギー 電気の利用の促進に関する特別措置法の規定により費用の積立を行う場合については、その積立状況について報告してください。

特定設備を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準

- ア 特定設備を廃止した後は、速やかに撤去すること。
- イ 撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。
- ウ 事業区域であった土地について、整地、緑化、修景その他災害の発生の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を行うこと。

- ・事業終了後の特定設備は、産業廃棄物となりますので、設備等の解体や撤去、処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や建設工事に係る資材の再資源化に関する法律、その他関係法令に従い、事業終了後速やかに適正な処理を行ってください。
- ・特定設備を撤去後、事業区域であった土地については、緑化等の修景によって周辺地域の景観との調和や緑地の保全に努めてください。
- ・架台の基礎の撤去などによる掘削により、土砂が流出しやすい状態となることが想定されますので、整地や締固めを十分に行うとともに、排水施設の排水能力や擁壁の状態を確認し、周辺地域への安全性の確保に努める必要があります。

11. 完了検査 (条例第12条、規則第14条関連)

設置工事が完了した場合は、以下の書類及び図面を添付して、特定設備設置工事完了届を提出してください。

工事写真...工事の各工程が確認できるもの

完了写真...工事の完了が確認できるもの

土地利用計画平面図

設計図書と整合していることが確認できる資料...竣工図面など

完了検査は、許可内容と現地が合致しているか書類検査及び現地検査にて確認を行い、合致していること

が確認できた場合は、特定設備設置工事検査結果通知書にて通知します。合致していない場合は、修正工事等を行った後、再度確認を行い、合致していることが確認できた場合は、特定設備設置工事検査結果通知書にて通知します。

12. 定期報告（条例第14条、規則第16条関連）

特定設備の設置が完了した後は以下の事項について、毎年度(4月1日から翌年3月31日まで)市長に報告する必要があります。なお、報告は、毎年6月30日まで行ってください。

(1) 前年度の特定設備に係る維持管理の状況

事業計画で定めた、保守点検及び維持管理について、実施状況を報告してください。

関係法令等の規定により保守点検及び維持管理について定めのある場合は、その実施状況を報告してください。

地震や台風、洪水、火災又は悪天候の後には点検を行い、その結果と対応について報告してください。

(2) 前年度の事業に係る運営状況

事業に係る前年度の収支状況及び撤去費用の積立状況について報告してください。